

第2号議案 東三河都市計画第一種市街地再開発事業の決定について

(豊橋市決定)

豊橋市都市計画審議会

目 次

第2号議案

1. 計画書	1
2. 総括図	3
3. 計画図	4

東三河都市計画第一種市街地再開発事業の決定（豊橋市決定）

都市計画豊橋広小路一丁目北地区第一種市街地再開発事業を、次のように決定する。

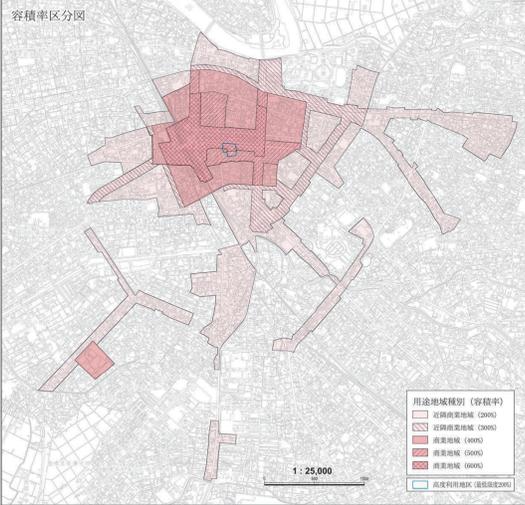
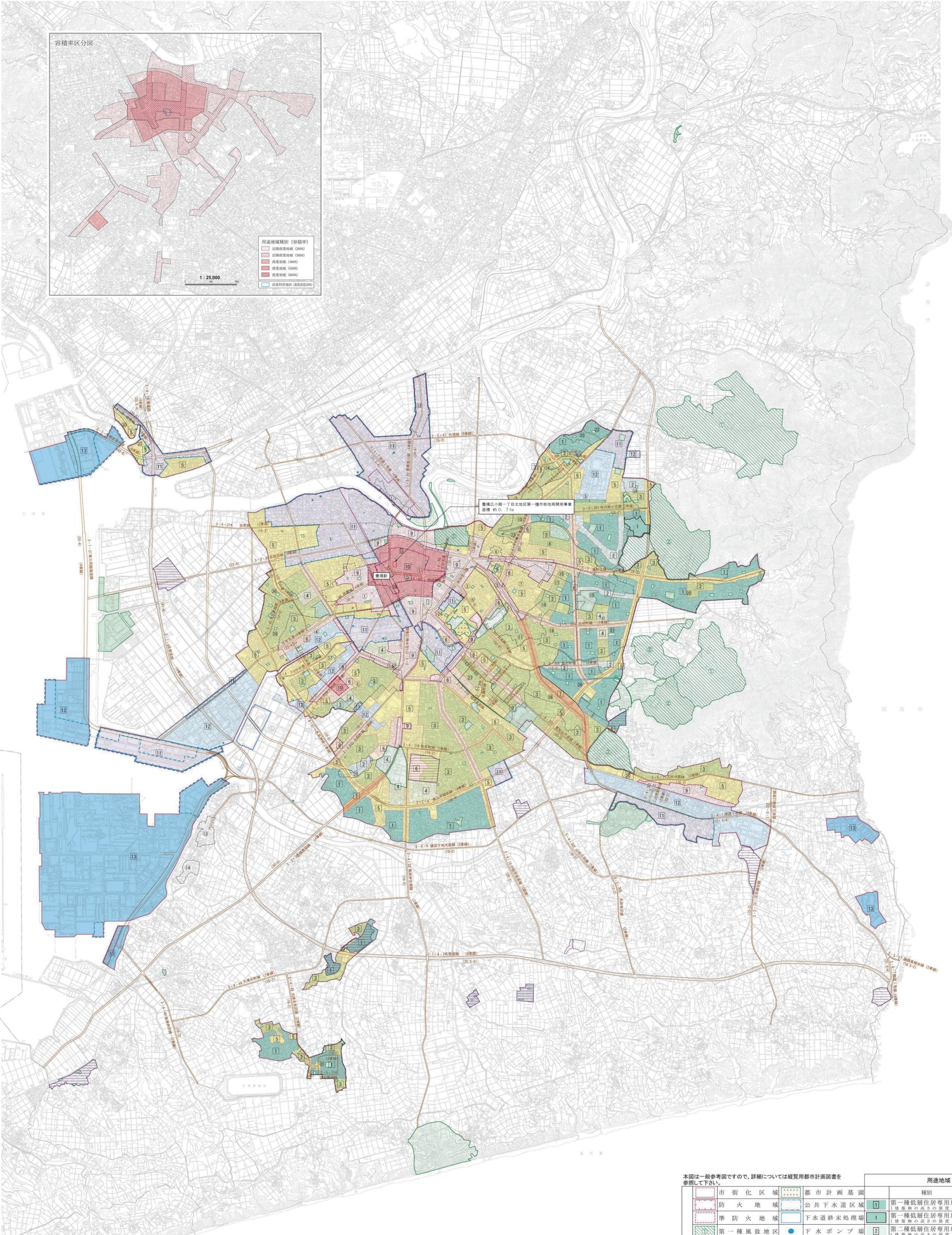
名 称	豊橋広小路一丁目北地区第一種市街地再開発事業					
面 積	約0.7ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名 称	幅員	延長	備 考
		区画道路	市道松葉町・駅前大通4号線	8.2m	約95m	
		区画道路	市道広小路1号線	20m	約55m	
		区画道路	市道松葉町・広小路8号線	6m	約90m	
	公園及び緑地	—				
	下水道	公共下水道事業により整備済み				
その他の公共施設	—					
建築物の整備に関する計画	建 築 物		敷地に対する		主要用途	備 考 高度利用地区の制限内容
	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率		
	約4,300㎡	約43,500㎡	約8/10	約58/10	店 舗 業 務 住 宅 駐 車 場	容積率の最高限度 65/10 55/10 容積率の最低限度 20/10 建ぺい率の最高限度 8/10 建築面積の最低限度 200㎡ (注)ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)の最高限度は、建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては、建ぺい率の最高限度の数値に2/10を加えたものをもって最高限度とする。
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積		整 備 計 画			
	約5,400㎡		建築物の周辺の空地は、歩行者の快適性・安全性を確保するための歩行者空間として整備する。			
住宅建設の目標	戸 数	備 考				
	—	—				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進と都市機能の更新を図ることにより、活力と魅力のある豊橋市中心市街地を形成するため、豊橋広小路一丁目北地区第一種市街地再開発事業を定めるものとする。

東三河都市計画区域 豊橋市都市計画総括図



- 記号
- △ 37.5 三河湾
 - △ 12.54 本町
 - △ 25.6 豊橋駅前
 - △ 18.7 豊橋駅前
 - 豊橋駅前
 - 豊橋駅前

- 土地区画整理事業
- ① 復興
 - ② 国道一号沿線
 - ③ 豊田向山
 - ④ 相生川沿線
 - ⑤ 牛川
 - ⑥ 東田
 - ⑦ 東部
 - ⑧ 南部
 - ⑨ 仁徳木
 - ⑩ 牛川
 - ⑪ 三ノ輪
 - ⑫ 大村
 - ⑬ 大崎
 - ⑭ 大崎南部
 - ⑮ 平川
 - ⑯ 西郷
 - ⑰ 平川南部
 - ⑱ 牛川東部
 - ⑲ 若田第一
 - ⑳ 多米
 - ㉑ 若田第二
 - ㉒ 若田中野
 - ㉓ 東田中部
 - ㉔ 前田南
 - ㉕ 平川本町
 - ㉖ 豊村
 - ㉗ 福岡東部
 - ㉘ 福岡第一
 - ㉙ 車島
 - ㉚ 梅敷
 - ㉛ 富士見台
 - ㉜ 牛川渡ノ上東部
 - ㉝ 仁徳中野
 - ㉞ 牛川西部
 - ㉟ 火打坂川
 - ㊱ 若田東部
 - ㊲ 相生川南部
 - ㊳ 東口駅前
 - ㊴ 国道一号沿線(旧線)

本図は一般参考図ですので、詳細については縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

用途地域		種別	建ぺい率	容積率
市街化区域	都市計画公園	1	60	100
防火地域	公共下水道区域	1	30	50
準防火地域	下水道終末処理場	2	60	100
第一種風致地区	下水ポンプ場	3	60	200
第二種風致地区	都市計画ごみ処理場・汚物処理場	4	60	200
第三種風致地区	都市計画河川	5	60	200
駐車場整備地区	都市計画市場	6	60	200
臨港地区	都市計画と畜場	7	60	200
都市計画道路	都市計画防火の施設	8	60	200
立体交差	土地区画整理事業市街地再開発事業	9	80	300
付属広場	地区計画	10	80	600
都市計画自動車駐車場	特別用途地区厚生施設特別用途地区	11	60	200
都市計画交通広場	特別用途地区大規模集客施設制限地区	12	60	200
都市計画公園		13	60	200
都市計画広場				
都市計画緑地				
第一種市街地再開発事業を決定する区域				

この図は、東三河広域連合長の承認を得て、同連合発行の都市計画図書を使用して作成したものである。(保証番号) 5東三総(第)第1-4号

